

食品用器具・容器包装の安全性確認の計画的推進事業

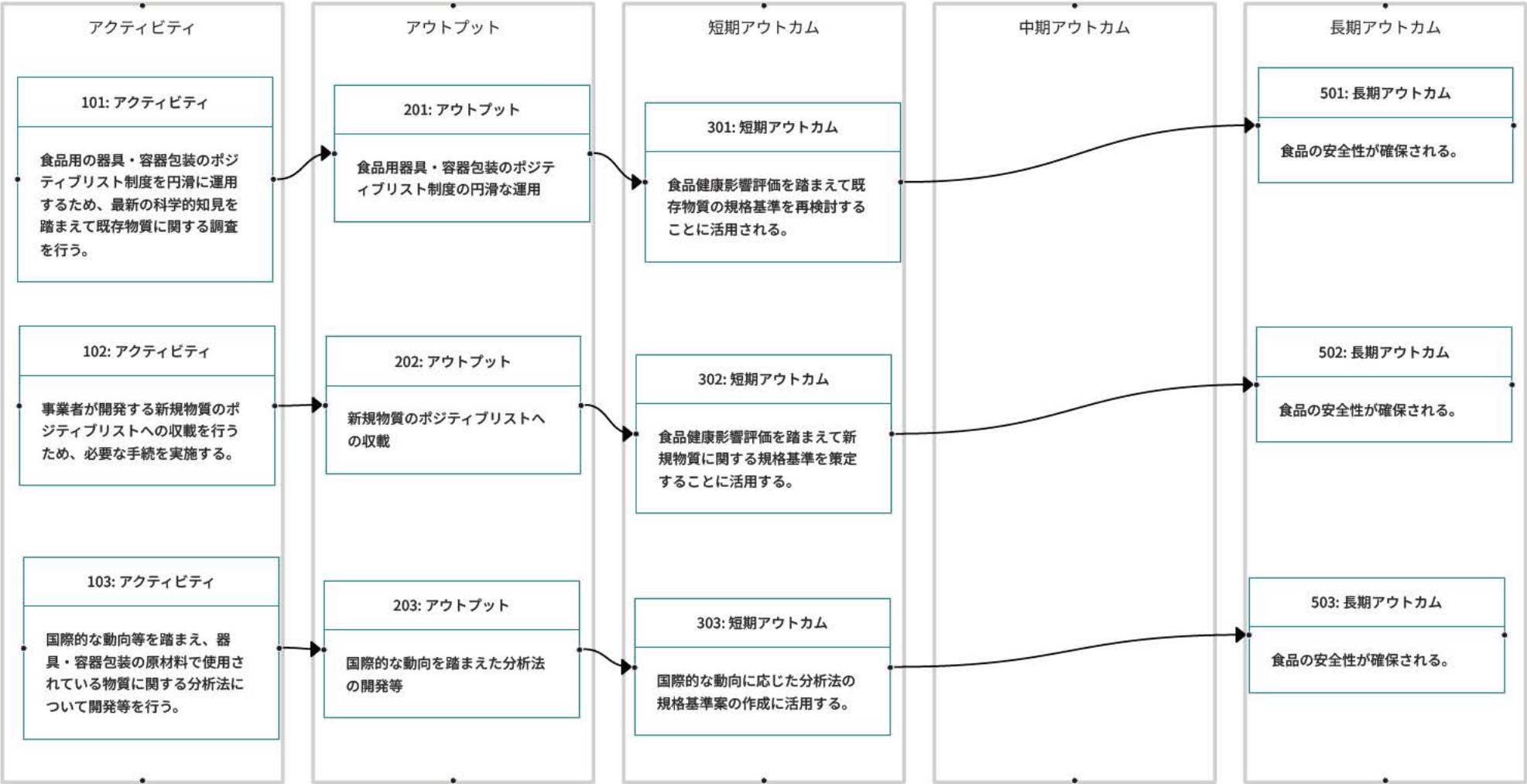
基本情報

組織情報	府省庁	消費者庁				
	事業所管課室	消費者庁 食品衛生基準審査課				
	作成責任者	高江慎一				
	その他担当組織	--				
基本情報	予算事業ID	002361	事業開始年度	2020	事業終了（予定）年度	終了予定なし
	事業年度	2026	事業区分		前年度事業	
政策・施策	政策所管	政策		施策		政策体系・評価書URL
	消費者庁	1．食品衛生基準政策の推進		（1）食品衛生基準に関する政策の推進		https://www.caa.go.jp/policies/evaluation/
関連事業	--			主要経費	科学技術振興費 その他の事項経費	
概要・目的	事業の目的	食品用器具・容器包装等については、令和2年度から施行されたポジティブリスト制度（規格が定まっていない原材料を使用した器具・容器包装の販売等の禁止等を行い、安全が担保されたものののみを使用できることとする制度）を円滑に運用するとともに、安全性を確保する。				
	現状・課題	食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号。以下「法」という。）により、食品用器具・容器包装について新たな制度（ポジティブリスト制度）が導入され、食品用器具・容器包装の原材料の合成樹脂を対象に、2020年6月1日に施行された。本制度の導入に当たっては附帯決議（食品衛生法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平成30年4月12日参議院厚生労働委員会））において「ポジティブリスト制度の導入に当たっては、食品健康影響評価を踏まえた規格基準を計画的に策定する等、法の円滑な施行に万全を期すこと」とされており、食品健康影響評価を依頼するために必要な知見を収集するとともに、新たな制度を円滑に運用するための取組が必要である。				
	事業の概要	①既存物質（ポジティブリスト施行前から使用されている物質）について、最新の科学的知見を踏まえて調査を行う。 ②ポジティブリストに新規の物質を規定するに当たり、最新の科学的知見を踏まえて調査を行う。 ③器具・容器包装に関する分析法の開発等を行う。				
	事業概要URL	https://www.caa.go.jp/policies/policy/standards_evaluation/appliance				

根拠法令	法令名		法令番号	条	項	号・号の細分
	食品衛生法		昭和二十二年法律第二百三十三号	第十八条	1	--
	食品衛生法		昭和二十二年法律第二百三十三号	第十八条	3	--
	食品衛生法		昭和二十二年法律第二百三十三号	第六十八条	1	--
	食品安全基本法		平成十五年法律第四十八号	第二十四条	--	--
関係する計画・通知等	計画・通知名		計画・通知等URL			
	食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の第3 器具及び容器包装（最終改正:2025年5月30日）		https://www.caa.go.jp/policies/policy/standards_evaluation/appliance/assets/standards_cms101_260605_04.pdf			
	食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の第4 おもちゃ（最終改正:2025年5月30日）		https://www.caa.go.jp/policies/policy/standards_evaluation/appliance/assets/standards_cms101_260605_05.pdf			
	食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の第5 洗浄剤（最終改正:2020年12月4日）		https://www.caa.go.jp/policies/policy/standards_evaluation/appliance/assets/standards_cms101_250529_006.pdf			
	食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の別表第1（2023年11月30日公布 2024年9月27日改正）		https://www.caa.go.jp/policies/policy/standards_evaluation/appliance/positive_list_new/assets/standards_cms101_240927_08.pdf			
	「食品、添加物等の規格基準別表第1第1表に規定する基材を構成するモノマー等について」（令和5年11月30日付け厚生食基発1130第1号厚生労働省健康・生活衛生局食品基準審査課長通知）（最終改正:2026年3月26日）		https://www.caa.go.jp/policies/policy/standards_evaluation/appliance/positive_list_new/assets/standards_cms101_260326_02.pdf			
	食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示（令和7年内閣府告示第95号）		https://www.caa.go.jp/policies/policy/standards_evaluation/appliance/assets/standards_cms101_250530_001.pdf			
	「食品、添加物等の規格基準の一部改正について(器具及び容器包装に係る用途別規格の整理等に関する取扱い)」（令和7年5月30日付け消食基第361号消費者庁次長通知）（最終改正：2026年2月13日）		https://www.caa.go.jp/policies/policy/standards_evaluation/appliance/notice/assets/standards_cms101_260213_03.pdf			
	「器具及び容器包装に係る規格基準に関する試験法等の取扱いについて」（令和7年5月30日付け消食基第362号消費者庁食品衛生基準審査課通知）		https://www.caa.go.jp/policies/policy/standards_evaluation/appliance/assets/cms_standards101_250620_004.pdf			
実施方法	直接実施					
補助率等	補助対象	補助率		補助上限等		補助率URL
	--	--		--		--
備考	--					

予算・執行

予算額執行額表 (単位：千円)			2023	2024	2025	2026	2027	
	要求額		579,000	587,000	585,265	579,048	--	
	当初予算		579,000	579,043	579,048	579,048	--	
	補正予算		--	--	--	--	--	
	前年度から繰越し		--	--	--	--	--	
	予備費等		--	--	--	--	--	
	計		579,000	579,043	579,048	579,048	--	
	執行額		493,426	474,763	516,673	--	--	
	執行率		85.2%	82%	89.2%	--	--	
予算内訳表 (単位：千円)	会計区分	会計	勘定		要望額		備考	
	一般会計	一般会計	--		--		--	
		予算種別/歳出予算項目			備考		予算額	翌年度要求額
		当初予算 一般会計 / 内閣府 / 消費者庁 / 食品衛生基準政策費 / 食品衛生基準調査研究費			--		575,670	--
		当初予算 一般会計 / 内閣府 / 消費者庁 / 食品衛生基準政策費 / 職員旅費			--		1,933	--
		当初予算 一般会計 / 内閣府 / 消費者庁 / 食品衛生基準政策費 / 委員等旅費			--		554	--
		当初予算 一般会計 / 内閣府 / 消費者庁 / 食品衛生基準政策費 / 諸謝金			--		504	--
		当初予算 一般会計 / 内閣府 / 消費者庁 / 食品衛生基準政策費 / 庁費			--		387	--
	主な増減理由	--			その他特記事項	--		



アクティビティからの発現経路 101-201-301-501

アクティビティ	食品用の器具・容器包装のポジティブリスト制度を円滑に運用するため、最新の科学的知見を踏まえて既存物質に関する調査を行う。				
アウトプット	活動目標	食品用器具・容器包装のポジティブリスト制度の円滑な運用		活動指標	既存物質の安全性に関する調査数
	定性的なアウトカムに関する成果実績	--		実績／目標／見込みの根拠として用いた統計・データ名（出典）	--
	定性的なアウトカム目標を設定している理由	--		アウトカムを複数段階で設定できない理由	--
活動・成果目標と実績		2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
	当初見込み／目標値(件)	300	250	250	250
	活動実績／成果実績(件)	154	456	780	--
↓ 後続アウトカムへのつながり	既存物質に関する知見を調査し、計画的に食品健康影響評価を依頼する。 食品健康影響評価の結果を踏まえたリスク管理の実施に向け、必要な規格基準を策定する等、ポジティブリスト制度の円滑な運用を行う。				
短期アウトカム	成果目標	食品健康影響評価を踏まえて既存物質の規格基準を再検討することに活用される。		成果指標	食品健康影響評価を踏まえて既存物質の規格基準を再検討する。
	定性的なアウトカムに関する成果実績	2023年4月13日の厚生労働省薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会器具・容器包装部会にて、既存物質に関する知見の収集に当たっては、物質ごとの知見を踏まえリスク評価の必要性の優先度を分類し、優先度に応じた食品健康影響評価依頼を行うこととされた。 2025年6月26日の食品衛生基準審議会器具・容器包装部会にて、ポジティブリストに掲載されている既存物質については、優先度が高いと考えられる物質群を優先し、知見が収集されたものからリスク評価を依頼する方針が了承された。また、2025年12月15日の同部会にて、年間4～5物質程度を目途に食品安全委員会にリスク評価を依頼すること、優先度が高いと考えられる物質の評価を8～10年程度で完了すること等とされた。		実績／目標／見込みの根拠として用いた統計・データ名（出典）	厚生労働省薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会器具・容器包装部会（2023年4月13日） 食品衛生基準審議会器具・容器包装部会（2025年6月26日開催） 食品衛生基準審議会器具・容器包装部会（2025年12月15日開催）
	定性的なアウトカム目標を設定している理由	物質ごとに食品健康影響評価の結果を踏まえて規格基準を再検討するため、現時点で定量的な成果目標として設定することは不可能である。		アウトカムを複数段階で設定できない理由	--
↓ 後続アウトカムへのつながり	ポジティブリスト制度の円滑な運用により、食品健康影響評価の結果を踏まえたリスク管理が適切に行われることで、我が国の食の安全・安心をより一層向上させることができる。				

長期アウトカム	成果目標	食品の安全性が確保される。	成果指標	国民の食品に関する健康被害の防止
	定性的なアウトカムに関する成果実績	器具・容器包装ポジティブリスト制度は、経過措置期間が令和7年5月末に満了し、令和7年6月1日に完全施行となった後も円滑に運用されており、適切にリスク管理が行われている。既存物質については、2025年度にリスク評価方針を決定したところであり、今後順次、リスク評価依頼を行い、評価結果を踏まえ、必要に応じてリスク管理水準を見直すこととしている。	実績／目標／見込みの根拠として用いた統計・データ名（出典）	--
	定性的なアウトカム目標を設定している理由	成果目標である「食品の安全性の確保」は食品に関する健康被害の防止等、数値によって測ることができず、定量的な評価になじまないため。	アウトカムを複数段階で設定できない理由	--

アクティビティからの発現経路 102-202-302-502

アクティビティ	事業者が開発する新規物質のポジティブリストへの収載を行うため、必要な手続を実施する。			
アウトプット	活動目標	新規物質のポジティブリストへの収載	活動指標	新規物質の基準設定の公示（通知又は告示）件数
	定性的なアウトカムに関する成果実績	--	実績／目標／見込みの根拠として用いた統計・データ名（出典）	--
	定性的なアウトカム目標を設定している理由	--	アウトカムを複数段階で設定できない理由	--
活動・成果目標と実績		2025年度		2026年度
	当初見込み／目標値(件)	7		3
	活動実績／成果実績(件)	4		--
↓ 後続アウトカムへのつながり	事業者からの申請に基づいて、新規物質について食品健康影響評価を依頼する。 食品健康影響評価を踏まえたリスク管理の実施に向け、必要な規格基準を策定する等、ポジティブリスト制度の円滑な運用を行う。			
短期アウトカム	成果目標	食品健康影響評価を踏まえて新規物質に関する規格基準を策定することに活用する。	成果指標	食品健康影響評価を踏まえて新規物質に関する規格基準を策定する。
	定性的なアウトカムに関する成果実績	2025年度は事業者から4件のモノマー等通知の改正要請があり、規格基準及び通知の改正を行った。	実績／目標／見込みの根拠として用いた統計・データ名（出典）	「「食品、添加物等の規格基準別表第1第1表に規定する基材を構成するモノマー等について」の一部改正について」（令和7年7月4日付け消食基第437号消費者庁食品衛生基準審査課長通知） 「「食品、添加物等の規格基準別表第1第1表に規定する基材を構成するモノマー等について」の一部改正について」（令和7年10月7日付け消食基第601号消費者庁食品衛生基準審査課長通知） 「「食品、添加物等の規格基準別表第1第1表に規定する基材を構成するモノマー等について」の一部改正について」（令和7年12月26日付け消食基第720号消費者庁食品衛生基準審査課長通知） 「「食品、添加物等の規格基準別表第1第1表に規定する基材を構成するモノマー等について」の一部改正及び一部訂正について」（令和8年3月26日付け消食基第159号消費者庁食品衛生基準審査課長通知）
	定性的なアウトカム目標を設定している理由	ポジティブリストへの新規物質等の収載等は事業者からの申請等により行う制度となっていることから、定量的な成果目標として設定することは不可能である。	アウトカムを複数段階で設定できない理由	--

↓ 後続アウトカムへのつながり

ポジティブリスト制度の円滑な運用により、食品健康影響評価の結果を踏まえたリスク管理が適切に行われることで、我が国の食の安全・安心をより一層向上させることができる。				
長期アウトカム	成果目標	食品の安全性が確保される。	成果指標	国民の食品に関する健康被害の防止
	定性的なアウトカムに関する成果実績	2025年度に事業者から申請等があった物質 4 件について、必要な手続きが実施され、適切にリスク管理が行われている。	実績／目標／見込みの根拠として用いた統計・データ名（出典）	「食品、添加物等の規格基準別表第1第1表に規定する基材を構成するモノマー等について」（令和 5 年11月30日付け健生食基発1130第1号厚生労働省健康・生活衛生局食品基準審査課長通知）（最終改正:2026年3月26日）
	定性的なアウトカム目標を設定している理由	成果目標である「食品の安全性の確保」は食品に関する健康被害の防止等、数値によって測ることができず、定量的な評価になじまないため。	アウトカムを複数段階で設定できない理由	--

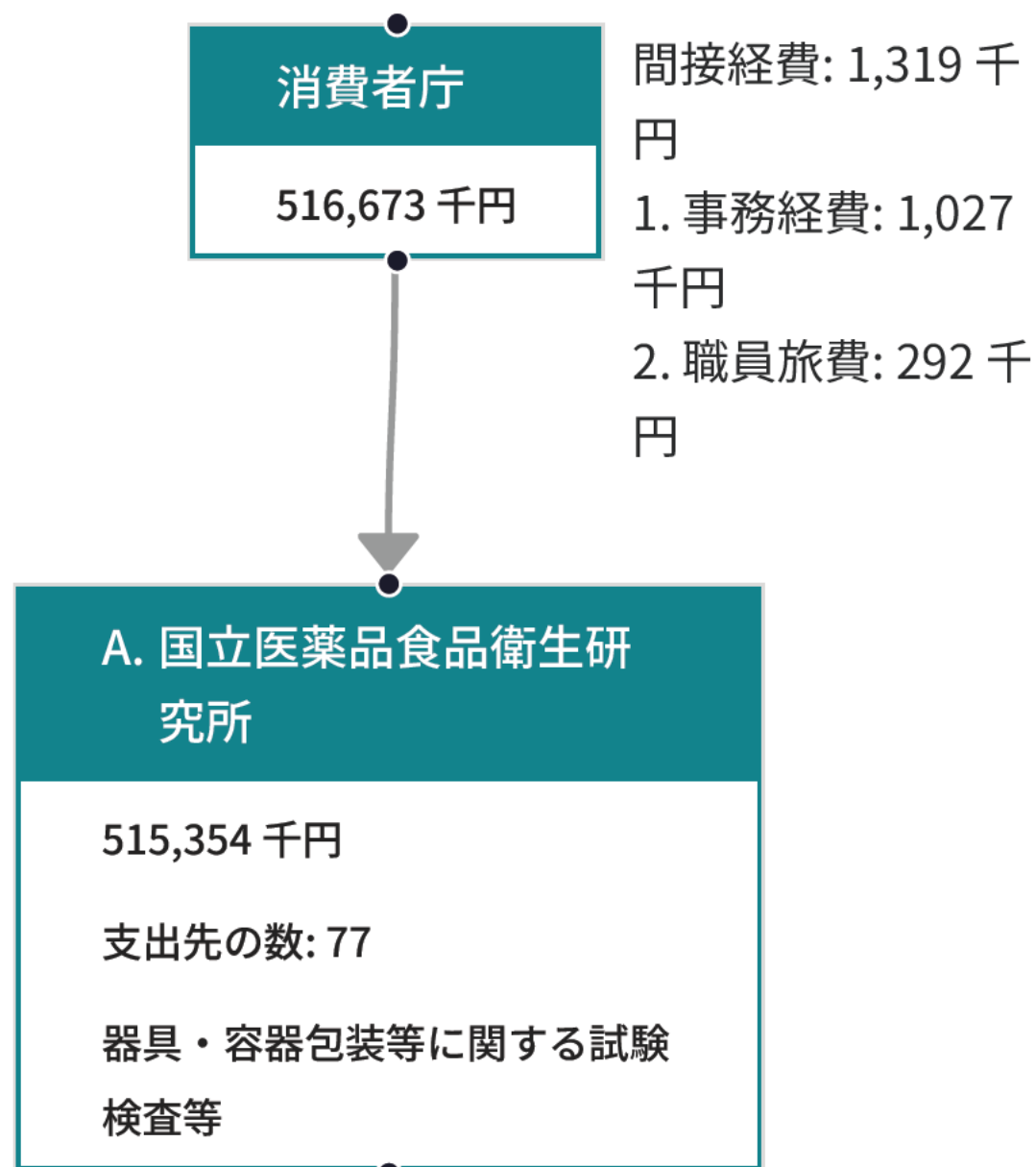
アクティビティからの発現経路 103-203-303-503

アクティビティ	国際的な動向等を踏まえ、器具・容器包装の原材料で使用されている物質に関する分析法について開発等を行う。				
アウトプット	活動目標	国際的な動向を踏まえた分析法の開発等		活動指標	分析法の開発等の数
	定性的なアウトカムに関する成果実績	--		実績／目標／見込みの根拠として用いた統計・データ名（出典）	--
	定性的なアウトカム目標を設定している理由	--		アウトカムを複数段階で設定できない理由	--
活動・成果目標と実績		2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
	当初見込み／目標値(件)	2	2	2	2
	活動実績／成果実績(件)	2	2	3	--
↓ 後続アウトカムへのつながり	国際的な動向を踏まえて開発した分析法を食品衛生基準行政に活用できる。				
短期アウトカム	成果目標	国際的な動向に応じた分析法の規格基準案の作成に活用する。		成果指標	国際的な動向に応じた分析法の規格基準の検討
	定性的なアウトカムに関する成果実績	開発した試験法を規格基準に導入するため、食品、添加物等の規格基準の一部改正について（令和7年内閣府告示第95号）を告示した。あわせて、一部の試験法については、「器具及び容器包装に係る規格基準に関する試験法等の取扱いについて」（令和7年5月30日付け消食基第362号消費者庁食品衛生基準審査課通知）の別紙「器具及び容器包装に関する分析法の性能評価の手引き」に規定した。		実績／目標／見込みの根拠として用いた統計・データ名（出典）	食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示（令和7年内閣府告示第95号） 「器具及び容器包装に係る規格基準に関する試験法等の取扱いについて」（令和7年5月30日付け消食基第362号消費者庁食品衛生基準審査課通知）
	定性的なアウトカム目標を設定している理由	国際的な動向等に応じた対応が必要であることから、定量的な成果目標として設定することは不可能である。		アウトカムを複数段階で設定できない理由	--
↓ 後続アウトカムへのつながり	国際的な動向を踏まえて開発した分析法を食品衛生基準行政に活用することで、食を取り巻く環境変化に迅速に対応し、我が国の食の安全・安心をより一層向上させることができる。				

長期アウトカム	成果目標	食品の安全性が確保される。	成果指標	国民の食品に関する健康被害の防止
	定性的なアウトカムに関する成果実績	開発した試験法を規格基準として導入したことにより、国際的な動向等を踏まえたリスク管理が行われている。また、一部の試験法を通知化したことで、分析技術の進展や国際動向に応じた試薬等の調達状況による試験法の変更等に柔軟に対応できる環境を整備した。	実績／目標／見込みの根拠として用いた統計・データ名（出典）	--
	定性的なアウトカム目標を設定している理由	成果目標である「食品の安全性の確保」は食品に関する健康被害の防止等、数値によって測ることができず、定量的な評価になじまないため。	アウトカムを複数段階で設定できない理由	--
事業に関連するKPIが定められている閣議決定等	名前	--		
	URL	--		
	該当箇所	--		

点検・評価

事業所管部局による点検・改善	点検結果	本事業の調査結果は、既に器具・容器包装ポジティブリストに掲載されている物質の規格改正に向けて、既存物質のリスク評価依頼に必要な情報を収集するための調査や、その整理に重要な役割を果たした。また、新たに追加する物質の規格について整理を行うためにも重要なデータであり、食品衛生基準審議会の審議において使用されるものでもあるため、本事業の調査結果は、適正な内容となるよう努めている。		
	目標年度における効果測定に関する評価	--		
	改善の方向性	本事業は、適切な予算執行の下で着実に実施されており、器具・容器包装ポジティブリスト制度を円滑に運用するための基盤となっている。このため、現行の枠組みを維持しつつ、引き続き本事業を継続的に実施し、政策効果の更なる発現を図ることが重要である。 事業実施に際しては、優先度の高い物質群から計画的に評価・検討を行うほか、一般競争入札をはじめとする適正な調達手法を活用することにより、透明性の確保とともにコストの低減を図り、限られた財源の中で最大限の政策効果を発揮できるよう効率的かつ効果的な事業運営に努める。 さらに、令和7年6月に器具・容器包装ポジティブリスト制度が完全施行されたことから、今後は、合成樹脂以外の材質についてもポジティブリスト化を検討し、より一層の食品の安全性確保を図る。		
外部有識者による点検	点検対象	--	最終実施年度	2021
	対象の理由	--		
	所見	--		
	公開プロセス結果概要	--		
行政事業レビュー推進チームの所見に至る過程及び所見	所見	--	詳細	--
所見を踏まえた改善点／概算要求における反映状況	改善点・反映状況	--		
	反映額	会計	勘定	反映額 (千円)
		--	--	--
	詳細	--		
公開プロセス・秋の年次公開検証（秋のレビュー）における取りまとめ	--			
その他の指摘事項	--			



支出先上位者リスト (単位：千円)	支出先ブロック名		合計支出額	支出先数	事業を行う上での役割		
	A 国立医薬品食品衛生研究所		515,354	77	器具・容器包装等に関する試験検査等		
	支出先名		支出額	法人番号			
	株式会社バイオテック・ラボ		75,889	5010601020795			
	契約概要（契約名）/契約方式等		支出額	入札者数	落札率(%)	一者応札等の理由と改善策／落札率非公開の理由	
	レーザーマイクロダイセクション装置 一式 一般競争契約（最低価格）		13,265	2	91.2	--	
	ガスクロマトグラフ質量分析計 一式 一般競争契約（最低価格）		9,977	3	95.5	--	
	ＩＣＰＭＳ用ＬＣシステム 一式 一般競争契約（最低価格）		6,999	3	90.9	--	
	高速液体クロマトグラフ・質量分析装置点検作業 一式ほか その他(--)		45,648	--	--	--	
	支出先名		支出額	法人番号			
	東京電力エナジーパートナー株式会社		44,345	8010001166930			
	契約概要（契約名）/契約方式等		支出額	入札者数	落札率(%)	一者応札等の理由と改善策／落札率非公開の理由	
	電気使用料 一般競争契約（最低価格）		44,345	6	79.6	--	
	支出先名		支出額	法人番号			
	株式会社ボゾリサーチセンター		32,549	7011001043906			
	契約概要（契約名）/契約方式等		支出額	入札者数	落札率(%)	一者応札等の理由と改善策／落札率非公開の理由	
	９０日間反復経口投与毒性試験（キシレン及びホルムアルデヒド～重合体） 一式 一般競争契約（最低価格）		15,455	1	66.5	--	
	ビス（４－tert－ブチル安息香酸）～９０日間反復経口投与毒性試験 一式 一般競争契約（最低価格）		12,936	1	79	--	
	エトキシル化処理された脂肪族アミン及び飽和脂肪酸～反復経口投与試験 一式 一般競争契約（最低価格）		3,828	1	66.5	--	

支出先ブロック名		合計支出額	支出先数	事業を行う上での役割	
	化学物質の細菌を用いる復帰突然変異試験に関する試験（1物質） 随意契約（少額）	330	1	--	--
支出先名		支出額	法人番号		
株式会社池田理化		30,120	3010001010696		
契約概要（契約名）/契約方式等		支出額	入札者数	落札率(%)	一者応札等の理由と改善策／落札率非公開の理由
加熱脱着装置 一式 一般競争契約（最低価格）		4,976	2	95.2	--
誘導結合プラズマ質量分析装置 プラズマ点火不良修繕作業一式 一般競争契約（最低価格）		3,382	2	95.3	--
フリーザー 1台 一般競争契約（最低価格）		2,626	1	96.6	--
ダクトレスヒュームフード 1点 外3点ほか その他(--)		19,136	--	--	--
支出先名		支出額	法人番号		
新東産業株式会社		28,090	8011001010418		
契約概要（契約名）/契約方式等		支出額	入札者数	落札率(%)	一者応札等の理由と改善策／落札率非公開の理由
総合庁舎管理業務 一式 一般競争契約（最低価格）		27,914	2	93.4	--
実験室の床洗浄 1式 随意契約（少額）		176	1	--	--
支出先名		支出額	法人番号		
株式会社薬物安全性試験センター		27,390	5011101021284		
契約概要（契約名）/契約方式等		支出額	入札者数	落札率(%)	一者応札等の理由と改善策／落札率非公開の理由
酸化ケイ素及びジメチルシロキサン～90日間反復経口投与毒性試験 一式 一般競争契約（最低価格）		23,100	1	95.9	--
エトキシル化処理されたフェノール及びリン酸～反復経口投与試験 一式 一般競争契約（最低価格）		2,420	2	46.3	--

支出先ブロック名		合計支出額	支出先数	事業を行う上での役割	
	酵素処理ルチン（抽出物）に関するラットを用いた反復経口投与試験 一式 一般競争契約（最低価格）	1,870	4	32.7	--
支出先名		支出額	法人番号		
島津サイエンス株式会社		17,444	7010501032617		
契約概要（契約名）/契約方式等		支出額	入札者数	落札率(%)	一者応札等の理由と改善策／落札率非公開の理由
高速液体クロマトグラフ 一式 一般競争契約（最低価格）		10,010	3	84.7	--
高速液体クロマトグラフ質量分析計 ターボ分子ポンプ～交換作業 一式 一般競争契約（最低価格）		2,992	3	93.8	--
分析天秤AP225W-AD（JPN） 1点 随意契約（少額）		1,000	1	--	--
高速液体クロマトグラフ質量分析装置 修理作業 1式ほか その他(--)		3,442	--	--	--
支出先名		支出額	法人番号		
みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社		17,160	9010001027685		
契約概要（契約名）/契約方式等		支出額	入札者数	落札率(%)	一者応札等の理由と改善策／落札率非公開の理由
食品用器具・容器包装に係る会議運営等業務 一式 一般競争契約（最低価格）		9,460	1	97.3	--
ポジティブリスト化に係る物質リスト整備 一般競争契約（最低価格）		7,700	2	96.6	--
支出先名		支出額	法人番号		
三協ラボサービス株式会社		17,000	9011701003356		
契約概要（契約名）/契約方式等		支出額	入札者数	落札率(%)	一者応札等の理由と改善策／落札率非公開の理由
実験動物飼育管理業務 一式 1ヶ年 一般競争契約（最低価格）		17,000	2	93	--
支出先名		支出額	法人番号		
一般社団法人化学情報協会		12,300	3010005016764		

	支出先ブロック名			合計支出額	支出先数	事業を行う上での役割		
			契約概要（契約名）/契約方式等	支出額	入札者数	落札率(%)	一者応札等の理由と改善策／落札率非公開の理由	
			SciFinder-n 利用 一式 1ヶ年 随意契約（少額）	12,300	1	--	--	
		支出先名			支出額	法人番号		
		日本空調サービス株式会社ほか			213,067	--		
			契約概要（契約名）/契約方式等	支出額	入札者数	落札率(%)	一者応札等の理由と改善策／落札率非公開の理由	
			高度管理区域空調設備保守点検等業務 一式ほか その他(--)	213,067	--	--	--	
費目・使途 （単位：千円）		支出先名	契約概要（契約名）	費目	使途		金額	
	A	株式会社バイオテック・ラボ	レーザーマイクロダイセクション装置 一式	役務費	器具・容器包装等に関する試験検査等		13,265	
国庫債務負担行為等による契約 先リスト （単位：千円）		契約先名		契約額	法人番号			
		--		--	--			

その他備考

--

食品用器具及び容器包装のポジティブリスト制度について

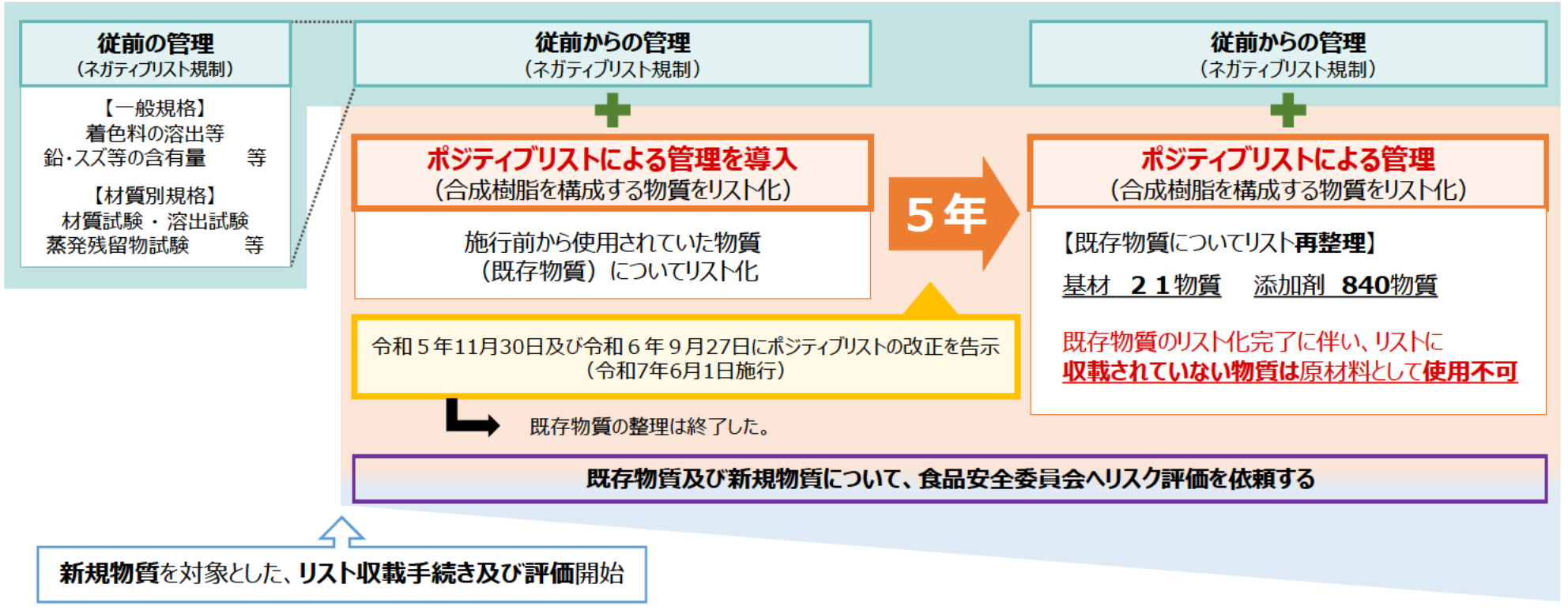
改正食品衛生法第18条第3項（ポジティブリスト）に基づく規格の設定

消費者庁

【施行前】

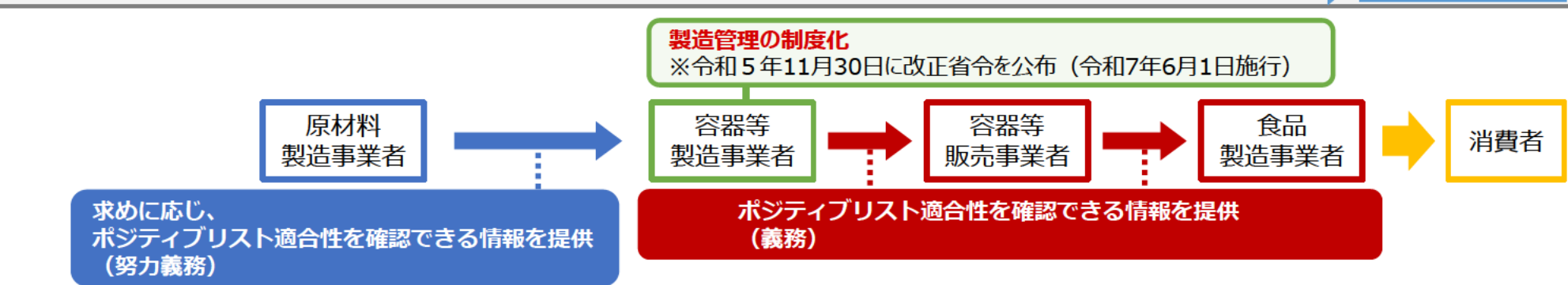
【施行後】（令和2年6月1日以降）

【完全施行後】（令和7年6月1日以降）



改正食品衛生法第52条（製造管理）及び第53条（情報伝達）に基づく運用の実施

厚生労働省



器具・容器包装の規格基準の概要

- ◆ 器具又は容器包装は、食品衛生法上、一律に満たすべき一般規格や、材質・用途ごと満たすべき個別規格が定められている。
- ◆ 加えて、合成樹脂については、原則として使用を禁止しつつ、個別に規格の定められたもののみ使用を認めるポジティブリスト制度が設けられている。

器具・容器包装の規格基準の全体像（イメージ）

A 一般規格

- 着色料の使用制限
- スズ・鉛等の金属の使用制限
- 第一種特定化学物質の使用禁止 等
- 器具・容器包装のポジティブリストによる管理

B 一般試験法 C 試薬・試液等

D 材質別規格

- ガラス、合成樹脂、ゴム等の材質別に設定
- カドミウム、鉛の含有量や、フェノール樹脂であればフェノールやホルムアルデヒドの溶出量 等

E 用途別規格

- レトルトパウチ、自動販売機等の用途別に設定
- レトルトパウチであれば遮光性、密閉性等。自動販売機であれば温度調整や洗浄に関する規定 等

F 製造基準：着色料の使用制限や殺菌の規定等

器具・容器包装のポジティブリスト制度

- 合成樹脂については、規格基準告示（厚生省告示第370号）別表第1に掲載されている物質のみ使用可能

別表第1

第1表

- 合成樹脂の基材（ポリマー）を規定
- エステル結合、カーボネート結合など基本構造ごとに21種類に分類。 ※具体的なモノマー等は別途通知で規定。
- 使用量の制限はない。

第2表

- 合成樹脂の添加剤を規定
- 基本的には化合物ごとに使用量及び特記事項（分子量の制限や構造の限定等、特にある場合）を規定
- 全840物質を収載（令和6年9月27日改正後）

- 別表第1に掲載されていない新規物質については、個別に申請・審査を行う安全性審査等の手続により、使用可能

※ 食品への溶出量が人の健康を損なうおそれのない量（0.01ppm）未満であれば使用可能（食品への接触がない部分に限る。）